

平成28年国民生活基礎調査の主な改正内容

調査事項の見直し

◎新しい統計ニーズに応えるための調査事項の追加

- 健康票
 - ・健診等の受診機会を追加

◎制度の改正等に伴う調査事項の変更

- 世帯票
 - ・世帯の状況
 - 障害者支援施設に障害者を入所させている世帯の状況を把握するため、障害者支援施設に入所している者がいるかの選択肢を追加
 - ・公的年金・恩給の受給状況
 - 被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律により、共済年金は厚生年金に統一されるため、受給している区分の選択肢を追加
 - ・乳幼児（小学校入学前）の保育状況
 - 子ども・子育て支援新制度により、認定こども園制度が改善されたため、認定こども園の選択肢を追加

国民生活基礎調査の実施の必要性

国民生活基礎調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を総合的に把握するとともに、厚生労働省が実施する各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定する唯一の調査である。本調査の調査結果は、福祉対策、医療保険・年金制度運営、高齢者対策、母子・児童対策などの各種厚生労働行政施策に利用され、また、本調査により設定される親標本は、国民健康・栄養調査など各種調査の名簿に利用されるものであることから、調査の実施は不可欠である。

国民生活基礎調査結果の利用状況

行政上の施策等への利用

1 健康増進・疾病対策関連

- (1) 健康日本21(第二次)(健康増進法の規定に基づき推進)における目標・評価として利用

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/dl/kenkounippon21_02.pdf

- ① 40～69歳(子宮頸がんは20～69歳)のがん検診の受診率(37頁)
- ② 20歳以上のこころの状態が点数10点以上の割合(66頁)
- ③ 足腰に痛み(「腰痛」と「手足の関節の痛み」)のある高齢者の有訴者率(81頁)

- (2) 健康日本21(第二次)の推進に関する参考資料として利用

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/dl/kenkounippon21_02.pdf

- ① 要介護度別にみた介護が必要になった主な原因(7頁)
- ② 相対的貧困率(17頁)

- (3) がん対策推進基本計画(がん対策基本法に基づき策定)における目標・評価として利用

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/dl/gan_keikaku02.pdf

- ・ 40～69歳(子宮頸がんは20～69歳)のがん検診の受診率(26頁)

2 年金保険制度関連

- (1) 年金財政検証結果の資料として利用(平成21年検証結果レポート)

- ① 高齢者世帯の所得の状況(11頁)
- ② 年金だけで生活している高齢者世帯(11頁)
- ③ 夫婦の公的年金加入状況別世帯数(267頁)

http://www.mhlw.go.jp/nenkinkenshou/report_h21/pdf/all.pdf

- (2) 社会保障審議会年金部会の資料として利用

- ① 児童のいる世帯における母親の就労状況

http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/07/dl/s0702-4d_0001.pdf

- ② 母子世帯の世帯数(第6回「報告事項」6頁)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001uwbd-att/2r9852000001uwfq.pdf>

- ③ 高齢者のいる世帯の所得分布(単独世帯、単独世帯以外)(第2回「資料3」4頁、「参考資料1」10頁)(第7・8回「参考資料集」37頁)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001ofqi-att/2r9852000001ofvw.pdf>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001ofqi-att/2r9852000001ofwe.pdf>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001wpyk-att/2r9852000001wq3m.pdf>

- ④ 高齢者世帯の所得（所得の種類別、年金の総所得に占める割合）（第2回「参考資料1」2頁）（第15回「参考資料2」参考資料集3頁）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001ofqi-att/2r9852000001ofwe.pdf>

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000025400.pdf

- ⑤ 夫婦の公的年金加入状況別世帯数（第27回「資料1」35頁）

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000063776.pdf

3 少子・高齢化対策関連

- (1) 社会保障審議会少子化対策特別部会の資料として利用

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/10/dl/s1006-7e.pdf>

・ 児童のいる世帯に占める核家族世帯、三世帯世帯の割合

- (2) 今後の高齢社会対策の在り方等に関する検討会の資料として利用

- ① 65歳以上の者のいる世帯の状況

<http://www8.cao.go.jp/kourei/kongo/k6/shiryuu.html>

- ② 同居している主な介護者と要介護者等の構成割合

<http://www8.cao.go.jp/kourei/kongo/report.html>

- (3) 社会保障審議会医療保険部会の資料として利用

・ 前期高齢者、後期高齢者別にみた介護が必要となった原因

4 介護保険制度関連

- (1) 社会保障審議会介護給付費分科会介護予防ワーキングチームの資料として利用

・ 要介護度別の経年変化

- (2) 社会保障審議会介護保険部会の資料として利用

・ 高齢者の所得状況

5 貧困対策関連

- (1) 子どもの貧困率を指標として定義（子どもの貧困対策の推進に関する法律）

- (2) 子供の貧困に関する指標として利用（子供の貧困対策に関する大綱）

- ① 子供の貧困率

- ② 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率

6 その他

(1) 男女共同参画会議（監視・影響調査専門調査会）の資料として利用

① 65歳以上の者のいる世帯の所得

http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/eikyou/houkoku/index_kourei20.html

② 高齢者の就業率（男女共同参画会議 監視・影響調査専門調査会 男女別に見た高齢者の自立をめぐる現状〈参考図業〉（8頁）

③ 介護者、要介護者の状況

(2) 子ども・子育て支援新制度（子ども・子育て会議）の資料として利用

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_3/index.html

- ・ 保護者の就労状況（第3回「資料2」保育の必要性の認定について）
（9, 15, 16頁）

他の調査への利用

厚生労働省の国民健康・栄養調査や社会保障制度企画調査を始め、国立社会保障・人口問題研究所が行う統計調査の調査地区フレームに利用されている。

また、地方自治体による住民の健康調査等の実施や統計年報等の作成には、単位区別世帯名簿と調査票情報が利用されている。

白書等における分析での利用

「厚生労働白書」（厚生労働省）、「高齢社会白書」（内閣府）、「男女共同参画白書」（内閣府）、「経済財政白書」（内閣府）などの各種白書において、調査結果が利用されている。

例えば、「厚生労働白書」では、世帯数や平均所得金額などの基礎的情報や「人口100人でみた日本」の中で健康状態や健診受診状況などが掲載されている。

調査票情報の提供

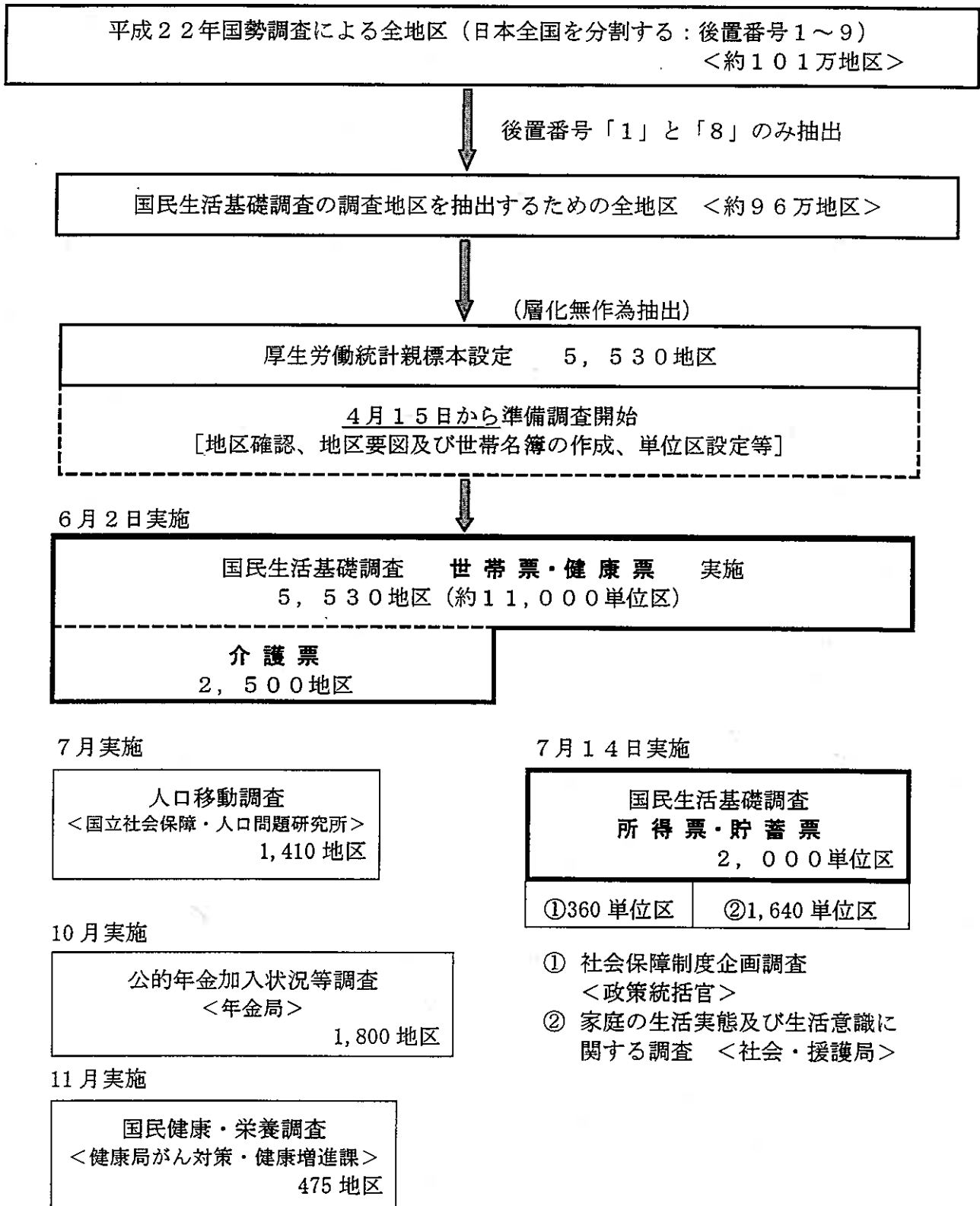
匿名データについては、平成26年3月より平成19年調査データの提供を開始しており、現在のところ、平成13年調査データ、平成16年調査データと過去3回分を提供している。

その他、統計法第32条及び33条に基づく二次利用申請については、年間（平成26年度）40件の申請があった。

平成 28 年調査の体系

平成 28 年の 6 月と 7 月に実施予定の国民生活基礎調査（世帯票、健康票、介護票、所得票、貯蓄票）は、次のような体系で行う。

また、本調査を親標本とした後続調査は、次のとおり予定されている。



注) 1 後置番号「1」：一般調査区（特別調査区（常住者がいない又は著しく少ない区域）及び水面調査区（港湾区域、漁港の水域で水上生活者のいる区域等）以外の区域）。

2 後置番号「8」：おおむね、50人以上の単身者が居住している寄宿舍・寮等のある区域。

平成28年国民生活基礎調査の概要

1 調査の目的

本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。

2 調査の対象及び客体

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票、健康票については、平成22年国勢調査区から層化無作為抽出した5,530地区内のすべての世帯及び世帯員を調査客体とする。

介護票については、前記の5,530地区から層化無作為抽出した2,500地区内の介護保険法の要介護者及び要支援者を調査客体とする。

所得票、貯蓄票については、前記の5,530地区に設定された単位区から層化無作為抽出した2,000単位区内のすべての世帯及び世帯員を調査客体とする。

3 調査の時期

世帯票、健康票、介護票 …… 平成28年6月 2日（木）

所得票、貯蓄票 …… 平成28年7月14日（木）

（注：所得については、平成27年1月1日から12月31日までの1年間の所得を調査する。貯蓄・借入金については、平成28年6月末日現在の貯蓄額・借入金残高を調査する。）

4 調査事項

世帯票 世帯員数、単独世帯の状況、5月中の家計支出額、仕送りの状況、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、医療保険の加入状況、公的年金・恩給の受給状況、乳幼児の保育状況、日常生活の自立の状況、同別居の状況、教育、仕事の有無、就業時間、仕事の内容（職業分類）、勤めか自営かの別、就業希望の有無等

健康票 入院・入所の状況、自覚症状、治療の状況、通院・通所の状況、傷病名、日常生活への影響、普段の活動ができなかった日数、健康状態、悩みやストレスの状況、平均睡眠時間、こころの状態、飲酒の状況、喫煙の状況、健診受診状況等

介護票 調査票の回答者、介護が必要な者の性別と出生年月、要介護度の状況、介護が必要になった原因、平均介護時間、その他の介護者の状況、5月中に利用した介護サービスの状況、介護サービスの自己負担額、介護サービスを受けていない理由、介護保険料所得段階、介護費用の負担力等

所得票 所得の種類別金額、所得税等の額、社会保険料額、企業年金・個人年金等の掛金額、生活意識の状況等

貯蓄票 貯蓄現在高、貯蓄の増減の状況、借入金残高

5 調査の方法

(1) 準備調査については、調査員が平成22年国勢調査区要図に基づいて、受持ち調査地区を巡回し、調査地区要図及び調査世帯名簿を作成する。

(2) あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯員が自ら記入し、後日、調査員が回収する。ただし、貯蓄票については密封方式とし、健康票及び所得票についてはやむを得ない場合のみ密封方式とする。

6 調査の系統

(1) 世帯票、健康票、介護票

厚生労働省 —— 都道府県 —— 保健所 —— 指導員 —— 調査員 —— 世帯
〔保健所設置市〕
特別区

(2) 所得票、貯蓄票

厚生労働省 —— 都道府県 —— 福祉事務所 —— 指導員 —— 調査員 —— 世帯
〔市・特別区及び福祉〕
事務所を設置する町村

7 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行う。

調査結果は「平成28年国民生活基礎調査の概況」及び「平成28年国民生活基礎調査（報告書）」として速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)及び政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載する。

